

3. 健やかで安全に暮らせるまち

(1) 大気環境の保全

[概況]

本市では、二酸化いおう、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント及びダイオキシン類の5物質が観測されていますが、光化学オキシダントを除き環境基準を達成しており、本市の大気環境は概ね良好といえます。

大気環境に負荷を与える大きな原因のひとつは、自動車の排気ガスであるため、低公害車の導入促進やエコドライブ（環境に配慮した運転方法）の普及啓発、公共交通機関等の利用促進など、自動車の大気環境への負荷軽減に努めています。

※ 光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物と炭化水素が太陽光線のエネルギーによって光化学反応を起こすことにより二次的に生成する物質であり、全国的に環境基準が達成されていない状況です。

[進行管理指標における実績値]

指 標	単位	現 状 (計画策定時)		平成21年度 実績値		目 標			
		年度	数値			中間年度		最終年度	
				年度	数値	年度	数値		
大気環境の状況（窒素酸化物）「環境基準：0.04ppm以下」	ppm	H19	0.015	H21	0.033	H24	維持	H29	維持
大気環境の状況（浮遊粒子状物質）「環境基準：0.10ppm以下」	mg/m ³	H19	0.077	H21	0.033	H24	維持	H29	維持
野外焼却の苦情件数	件	H19	45	H21	53	H24	40	H29	36

[主な取組み状況]

ア. 公害対策事業

関係機関との連携による、有害物質の発生抑制に努めるための啓発、苦情相談への対応、市報等を通じた啓発、関係機関による大気の観測データに基づく監視を実施しました。

・大気汚染にかかる環境基準達成状況

項目 \ 測定年度	H17	H18	H19	H20	H21
二酸化いおう (SO ₂)	○	○	○	○	○
二酸化窒素 (NO ₂)	○	○	○	○	○
浮遊粒子状物質 (SPM)	○	○	△	○	△
光化学オキシダント (OX)	×	△	×	×	×

注) ○：環境基準達成

△：環境基準の長期評価（年間に1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価）達成

×：環境基準超過

資料：平成22年版山口県環境白書参考資料集

イ. ダイオキシン類大気環境濃度調査結果（平成21年度）

単位（pg-TEQ/m³）

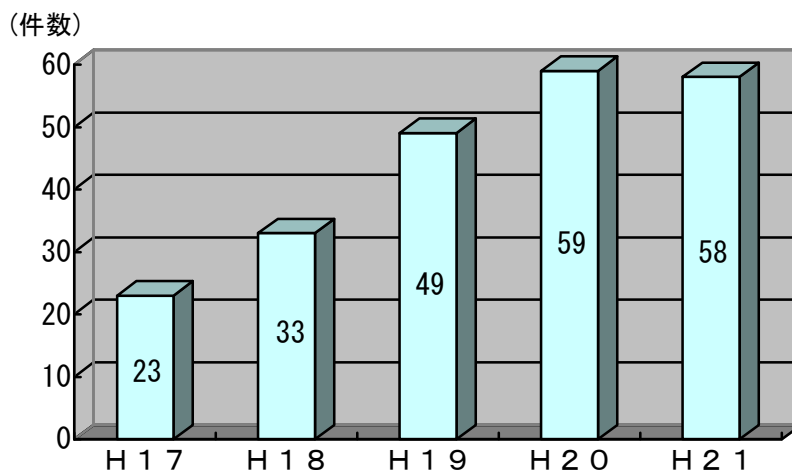
測定地点	測定期日	測定結果	環境基準
環境保健センター	4月21日～28日	0.011	/
	7月8日～15日	0.011	
	10月14日～21日	0.011	
	1月8日～15日	0.021	
	平均	0.014	0.6以下

資料：平成22年版山口県環境白書参考資料集

ウ. 大気環境に係る市への苦情

家庭での野外焼却等に対するものが多く、平成21年度は、58件のうち53件を占めています。各家庭への適正なごみ処理方法及び野外焼却のルールやマナーの周知・指導等を行うことにより、大気環境への負荷低減に努めています。

・大気汚染公害苦情件数



注）野外焼却に関する苦情は、大気汚染に関するものとして計上。

エ. コミュニティバス実証運行事業、コミュニティタクシー実証運行事業、コミュニティタクシー運行促進事業、グループタクシー実証実験事業

※【再掲】P28に掲載

オ. 公共交通週間の実施

※【再掲】P29に掲載

カ. 沿道の緑化推進（みどりの生活通り推進事業）

※【再掲】P43に掲載

(2) 水環境の保全

[概況]

本市における代表的な河川の水系には、榎野川水系、南若川水系、佐波川水系と阿武川水系があり、これらの河川において毎月水質測定が行われています。また、海域については、山口湾、秋穂湾、瀬戸内海において毎月水質測定が行われています。

河川や海域の水質汚濁の原因は、主に産業排水と生活排水であることから、本市においては、公共下水道の整備を推進するとともに、農業集落においては農業集落排水事業、漁業集落においては漁業集落排水事業、また、公共下水道等の未普及地域においては合併処理浄化槽の設置を促進しております。

[進行管理指標における実績値]

指 標	単位	現 状 (計画策定時)		平成21年度 実績値		目 標			
		年度	数値			中間年度		最終年度	
				年度	数値	年度	数値	年度	数値
河川におけるBODの平均値「環境基準は2.0mg/ℓ以下」	mg/ℓ	H19	1.00	H21	1.00	H24	1.00	H29	1.00
河川等の水がきれいになったと思う市民の割合	%	H19	69.2	H21	74.0	H24	72.0	H29	75.0
汚水衛生処理率(注)	%	H19	78.9	H21	81.9	H24	83.3	H29	93.6

(注) (下水道水洗化人口+農業・漁業集落排水水洗化人口+合併処理浄化槽人口)÷行政区内人口

[主な取組み状況]

ア. 合併処理浄化槽設置助成事業

公共下水道、農業・漁業集落排水以外の地域については、合併処理浄化槽の設置費に対する助成により、生活排水の適切な処理を推進しています。

項目	年度	
	H 2 0	H 2 1
合併処理浄化槽設置助成件数(基) (5人槽)	125	114
合併処理浄化槽設置助成件数(基) (7人槽)	95	115
合併処理浄化槽設置助成件数(基) (10人槽)	5	6

イ. 水質調査

・河川水質測定結果（平成21年度）

測定地点	測定点	類型	水素イオン濃度 (pH)	溶存酸素量 (DO (mg/L))	生物化学的酸素要求量 (BOD75%値 (mg/L))	浮遊物質 (SS (mg/L))	大腸菌群数 (MPN/100mL)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)
榎野川上流	文場橋	A 類型	7.5	9.7	0.7	2	14,000	—	—
榎野川中流	平野	A 類型	7.5	9.7	0.6	3	14,000	—	—
榎野川下流	百間橋	B 類型	7.7	9.0	0.8	14	5,900	1.9	0.12
南若川上流	金毛川合流点下流 250m	A 類型	7.9	11.0	0.9	3	25,000	—	—
南若川下流	新栄橋	B 類型	7.8	10.0	1.0	13	20,000	0.80	0.10
佐波川上流	漆尾	A 類型	7.5	11.0	0.7	3	51,000	0.50	0.023
阿武川上流	聴秋橋	A A 類型	7.6	10.0	0.5	1	1,500	—	—
蔵目喜川	白井谷川との合流点の橋	A A 類型	8.1	9.9	<0.5	2	2,100	—	—
環境基準		A A 類型	6.5 以上 8.5 以下	7.5 以上	1.0 以下	25 以下	50 以下	—	—
		A 類型	6.5 以上 8.5 以下	7.5 以上	2.0 以下	25 以下	1,000 以下	—	—
		B 類型	6.5 以上 8.5 以下	5.0 以上	3.0 以下	25 以下	5,000 以下	—	—

注) は、環境基準超過

資料：平成22年版山口県環境白書参考資料集

※ A・B 類型：生活環境の保全に関する環境基準（昭和46年環境庁告示、最終：平成7年環境庁告示）で、河川の利用目的の適用性により指定されているもので、榎野川は、淋光堰（小郡）より上流がA 類型、下流がB 類型。南若川は向山堰より上流がA 類型、下流がB 類型に指定されている。

※ 水素イオン濃度 (pH)：水中の水素イオン濃度を表す値で、水素イオン濃度の逆数の常用対数で表される。7 を中性、7 より大きいものをアルカリ性、小さいものを酸性という。

※ 生物化学的酸素要求量 (BOD)：水中の微生物が有機物を分解するときに必要とする酸素量のこと。主に河川での水の汚れの指標となり、値が大きいほど汚れていることを示す。

※ 浮遊物質 (SS)：水中に混濁している、顕微鏡で見える程度の個体や浮遊固形物の量をいう。

※ 大腸菌群数 (MPN)：大腸菌及び大腸菌によく似た性状を示す菌の総称で、大腸菌は、ほ乳動物の腸内に生息して消化を助けているが、河川や湖沼に多数の大腸菌群が存在する場合は、その水が人畜の排泄物で汚染されていることを示す。

・山口・秋穂海域水質測定結果（平成21年度）

測定地点	測定点	類型	水素イオン濃度(pH)	溶存酸素量(DO(mg/L))	化学的酸素要求量(COD75%値(mg/L))	大腸菌群数(MPN/100ml)	全窒素(mg/L)	全リン(mg/L)
秋穂湾	Y-D-2	A・II類型	8.2	8.5	2.0	2.9	0.11	0.019
山口湾1	Y-D-3	A・II類型	8.2	8.6	2.4	210	0.18	0.029
山口湾2	Y-D-4	A・II類型	8.2	8.6	2.5	210	0.19	0.032
瀬戸内海1	Y-D-1	A・II類型	8.2	8.5	2.0	0.83	0.10	0.018
瀬戸内海2	Y-D-5	A・II類型	8.2	8.5	1.9	1.6	0.10	0.018
瀬戸内海3	Y-D-6	A・II類型	8.2	8.5	2.0	6.2	0.11	0.019
環境基準		A・II類型	7.8以上8.3以下	7.5以上	2.0以下	1,000以下	0.3以下	0.03以下

注) は、環境基準超過

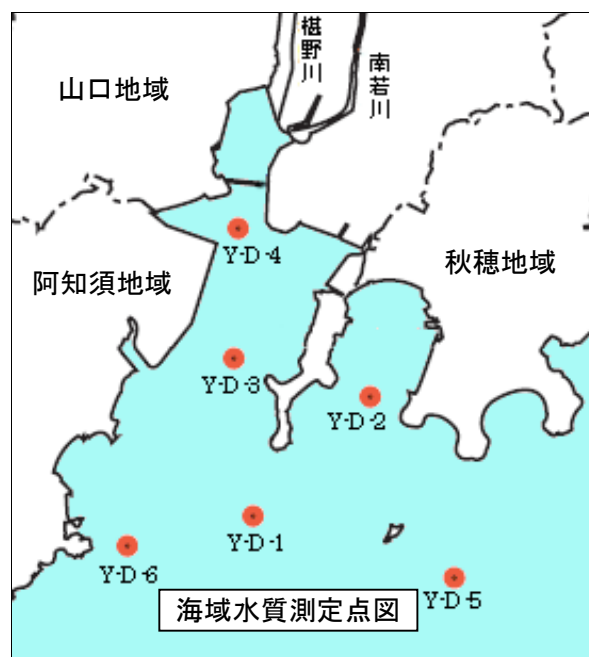
資料：平成22年版山口県環境白書参考資料集

※ A・II類型（A類型・II類型）

生活環境の保全に関する環境基準（昭和46年環境庁告示、最終：平成7年環境庁告示）で海域の利用目的の適用性により指定されているもので、すべての測定地点周辺がこの類型に指定されている。

※ 化学的酸素要求量（COD）

水中の汚濁物質を化学的に酸化させる時に消費される酸素量のこと。主に、海や湖沼での水の汚れの指標となり、値が大きいほど汚れていることを示す。



ウ. 地下水の適正管理

地下水の水質状況を監視するため、山口県の「公共用水域及び地下水の水質測定計画」に基づき、平成21年度は市内19か所の井戸水の水質調査が行われ、調査項目について環境基準に適合していることが確認されました。

また、市民が安心して飲用することができる水の確保を目的として、井戸水の環境基準超過が確認された家庭への浄水器の設置補助、周辺家庭への周知を行いました。

項目	年度	
	H20	H21
浄水器設置補助件数	2	20

・地下水調査結果（平成21年度）

市町村名	山口市	山口市	山口市	山口市	山口市	山口市	山口市	山口市	山口市	山口市
調査地点	湯田温泉	中央	朝田	大内御堀	陶	鑄銭司	宮野上	下小鯖	下小鯖	吉敷
地点番号	C-3	C-5	E-4	H-2	J-4	K-1	N-2	Q-1	Q-2	V-1
調査月日	8月6日	8月6日	8月6日	8月6日	8月10日	8月10日	8月11日	8月6日	8月6日	8月11日
カドミウム									<0.001	
全アン			<0.1							
鉛						<0.001				<0.001
六価クロム			<0.005							<0.005
砒素					<0.001					
総水銀										
アルキル水銀										
PCB										
ジクロロメタン						<0.002				
四塩化炭素										
1,2-ジクロロエタン										
1,1-ジクロロエチレン										
トリス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004								
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005		<0.0005	<0.0005			<0.0005	<0.0005		
1,1,2-トリクロロエタン										
トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002			<0.002	<0.002		
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005			<0.0005	<0.0005		
1,3-ジクロロプロパン										
チウラム										
シマジン										
チオベンカルブ										
ベンゼン										
セレン										
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素			1.8		6.1	4.4	1.5	2.8		
ふっ素			0.1							
ほう素			<0.1							
ダイオキシン類										

山口市	山口市	山口市	山口市	山口市	山口市	山口市	山口市	山口市	環境 基準値	定量 限界値
吉敷	嘉川	祇園町	上郷	真名	浜	西条	浜	鍛冶ヶ原		
V-2	Y-1	IA-1	OD-3	OE-1	AA-2	AA-3	AA-6	NH-40		
8月11日	8月10日	8月10日	8月6日	8月6日	8月10日	8月10日	8月20日	8月11日		
<0.001									0.01 以下	0.001
<0.1									不検出	0.1
0.001									0.01 以下	0.001
<0.005			<0.005						0.05 以下	0.005
<0.001									0.01 以下	0.001
<0.0005									0.0005 以下	0.0005
									不検出	0.0005
									不検出	0.0001
<0.002				<0.002					0.02 以下	0.002
<0.0002									0.002 以下	0.0002
<0.0004									0.004 以下	0.0004
					<0.002	<0.002			0.02 以下	0.002
<0.004			<0.004		<0.004	0.006			0.04 以下	0.004
	<0.0005	<0.0005			<0.0005	<0.0005	<0.0005		1 以下	0.0005
									0.006 以下	0.0006
<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		<0.002	<0.002	<0.002		0.03 以下	0.002
<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		<0.0005	0.006	<0.0005		0.01 以下	0.0005
									0.002 以下	0.0002
									0.006 以下	0.0006
									0.003 以下	0.0003
									0.02 以下	0.002
									0.01 以下	0.001
									0.01 以下	0.002
		0.7		1.0	4.5			<0.2	10 以下	0.1
		0.1	0.3	<0.1	0.2				0.8 以下	0.1
		<0.1		<0.1	0.1				1 以下	0.1
								0.055	1 以下	0.1

資料：平成22年版山口県環境白書参考資料集

エ. し尿処理事業

旧山口市におけるし尿処理業務については、戦前は自家処理中心でしたが、戦後に占領軍の指導により行政が責任を持って収集をする必要が生じてきたことから、許可業者による収集業務を開始したところ です。

しかし、収集は行ったものの、後の社会情勢の急激な変革により、処理についての問題が多く発生したため、昭和36年6月、大歳地区に日量36kℓの処理能力を持つ、し尿処理場を建設しました。

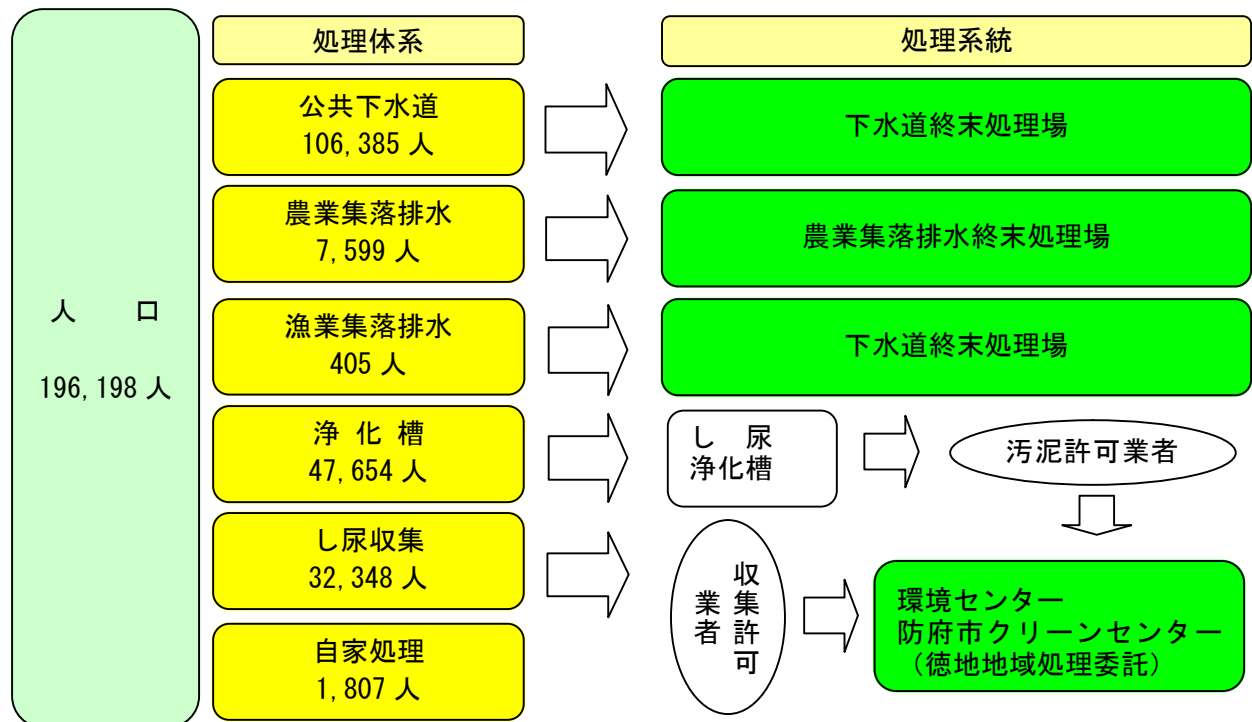
その後、施設の増設を数度にわたって実施してきました。施設の処理能力に限界が生じるとともに、周辺の市街化による移転の要求もあり、旧山口県中部環境施設組合による広域処理に移管して、昭和56年10月に、組合管内の旧小郡町に完成した日量160kℓの処理能力を持つし尿処理場で処理を行っています。

同処理場では、合併前の小郡地域、秋穂地域及び阿東地域の処理も行っており、阿知須地域の処理も平成15年6月から行っています。

また、徳地地域については、全量を防府市へ処理委託しており、各地域とも許可業者による収集業務を行っています。

一方、公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、合併処理浄化槽設置整備事業で生活排水の衛生的処理が進められており、各地域とも、し尿の収集量は年々減少傾向にあります。

・し尿処理体系



・平成21年度し尿処理人口内訳

	人口(人)	割合(%)
公共下水道	106,385	54.2
農業集落排水	7,599	3.9
漁業集落排水	405	0.2
浄化槽	47,654	24.3
(合併処理浄化槽)	(43,716)	(22.3)
(単独処理浄化槽)	(3,938)	(2.0)
し尿収集	32,348	16.5
自家処理	1,807	0.9
合計	196,198	100.0

・し尿収集地区及び許可業者

平成22年3月31日 現在

許可業者	所在地	収集区分	し尿及び浄化槽汚泥の収集区域
有限会社 阿知須公益社	山口市阿知須9005番地4	し尿及び 浄化槽汚泥	旧阿知須町区域に限る。
有限会社 小郡衛生秋穂社	山口市秋穂東6897番地	し尿及び 浄化槽汚泥	※1
有限会社 小郡環境メンテナンス	山口市阿知須1465番地	浄化槽汚泥	旧小郡町区域に限る。
有限会社 吉南衛生社	山口市佐山3691番地1	し尿及び 浄化槽汚泥	※2
中央自動車有限会社 小郡衛生公社	山口市小郡下郷869番地2	し尿及び 浄化槽汚泥	※3
株式会社 富士企業	山口市惣太夫町9番24号	し尿及び 浄化槽汚泥	※4
株式会社 ホーエー	防府市大字新田374番地	し尿及び 浄化槽汚泥	旧徳地町区域に限る。
防府環境設備 株式会社	防府市大字新田375番地	し尿及び浄 化槽汚泥	旧徳地町区域に限る。
株式会社 山口公衆衛生協会	山口市富田原町1番35号	し尿及び 浄化槽汚泥	※5

※1 旧山口市、旧小郡町及び旧秋穂町区域に限る。ただし、旧山口市区域のし尿については、秋穂二島地区に限る。

※2 旧山口市、旧小郡町及び旧秋穂町区域に限る。ただし、旧山口市区域のし尿については、佐山地区に限る。

※3 旧山口市及び旧小郡町区域に限る。ただし、旧山口市区域のし尿については、陶地区に限る。

※4 浄化槽汚泥については、旧山口市及び旧阿東町区域、し尿については、旧山口市区域の大殿・白石・湯田・吉敷・大歳地区の県道宮野大歳線を境に北側、宮野・仁保・名田島・鑄銭司地区、9・10・11区を除く小鯖地区、宮島町を除く大内地区及び旧阿東町区域の篠生・地福地区に限る。

※5 浄化槽汚泥については、旧山口市、旧秋穂町及び旧阿東町区域、し尿については、旧山口市区域の大殿・白石・湯田・吉敷・大歳地区の県道宮野大歳線を境に南側、平川・嘉川地区、小鯖地区の9・10・11区、大内地区の宮島町、旧秋穂町区域及び旧阿東町区域の生雲・徳佐・嘉年地区に限る。

・し尿収集料金（消費税を含む）

【山口地域】

区分	単位	料金
基本料金	3荷（108ℓ）まで	1,530円
従量制料金	1荷（36ℓ）増すごとに	510円
特別料金（加算）	臨時収集	2,040円
	仮設トイレ	2,040円
	50m以上のホース延長を必要とする場合	510円

【小郡地域】

区分	単位	料金
基本料金	3荷（108ℓ）まで	1,250円
従量制料金	1荷（36ℓ）増すごとに	410円
特別料金（加算）	40m以上のホース延長を必要とする場合	400円

【秋穂地域】

区分	単位	料金
基本料金	3荷（108ℓ）まで	1,440円
従量制料金	1荷（36ℓ）あたり	480円
特別料金（加算）	臨時収集	2,040円
	仮設トイレ	2,040円
	50m以上のホース延長を必要とする場合	510円

【阿知須地域】

区分	単位	料金
従量制料金	1荷（36ℓ）あたり	430円

【徳地地域】

区分	単位	料金
従量制料金	1荷（36ℓ）あたり	540円

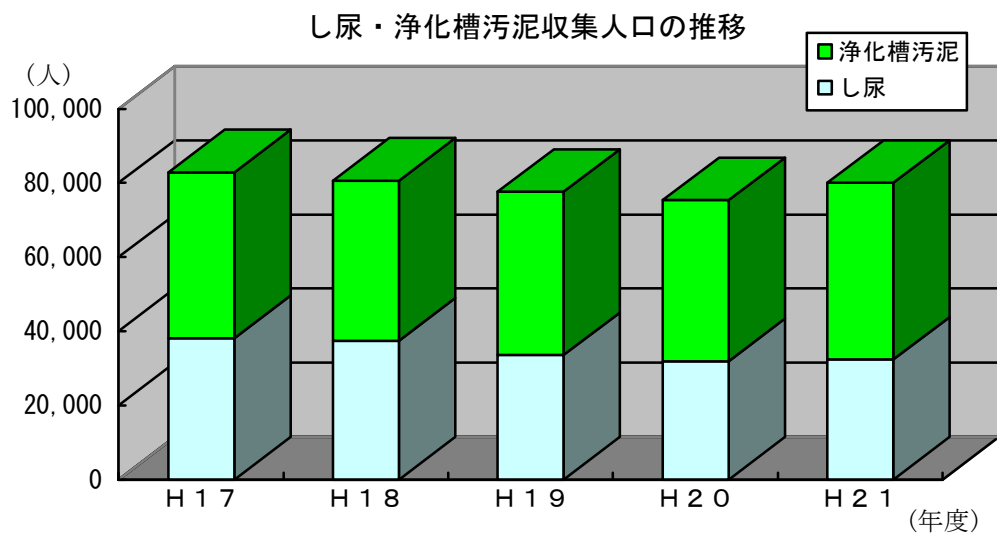
【阿東地域】

区分	単位	料金
基本料金	3荷（108ℓ）まで	1,530円
従量制料金	3荷を超えた場合	(荷数×530円)－60円
特別料金（加算）	臨時収集	2,040円
	仮設トイレ	2,040円
	50m以上のホース延長を必要とする場合	510円

・し尿・浄化槽汚泥収集人口の推移

項目 \ 年度	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
し尿 (人)	38,101	37,400	33,521	31,878	32,348
浄化槽汚泥 (人)	44,765	43,198	44,070	43,448	47,654

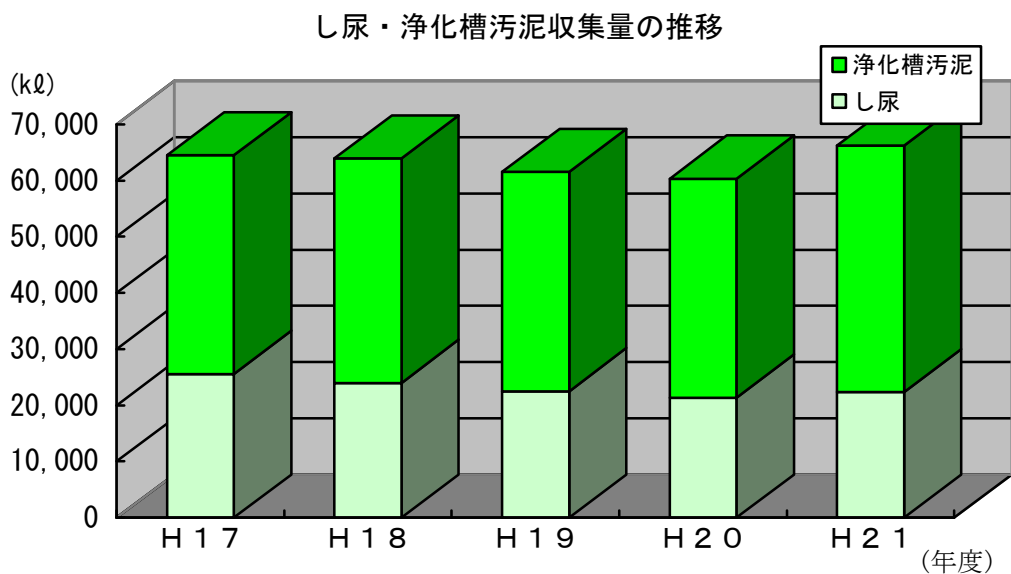
※ 平成20年度以前は、阿東地域を除く。



・し尿・浄化槽汚泥収集量の推移

項目 \ 年度	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
し尿 (kℓ)	25,608	23,971	22,481	21,377	22,339
浄化槽汚泥 (kℓ)	38,862	39,936	39,052	38,927	43,854

※ 平成20年度以前は、阿東地域を除く。



(3) 土壌環境の保全

[概況]

土壌汚染は、その多くが事業活動に伴って排出される重金属類や化学物質等の有害物質を含んだ排水及びばい煙並びに廃棄物を介してもたらされています。

本市では、健全な土壌環境を守るため、井戸水や地下水等については、関係機関と連携した監視に努めるとともに、農業者に対しては、減農薬・減化学肥料農業や有機栽培農業を促進していきます。

[進行管理指標における実績値]

指 標	単位	現 状 (計画策定時)		平成21年度 実績値		目 標			
		年度	数値			中間年度		最終年度	
				年度	数値	年度	数値	年度	数値
土壌汚染に関する苦情件数	件	H19	0	H21	1	H24	維持	H29	維持
地下水の水質調査地点の環境基準達成割合	%	H19	100	H21	100	H24	維持	H29	維持
土壌ダイオキシン類常時監視調査地点の環境基準達成割合	%	H19	100	H21	100	H24	維持	H29	維持

[主な取組み状況]

ア. 公害対策事業

関係機関との連携による有害物質の発生抑制に努めるとともに、苦情相談への対応、多様な媒体を通じた啓発、関係機関による観測データに基づく監視を行っています。引き続き、最新情報の収集に努めるとともに、公害の未然防止のための効果的な啓発を推進していきます。

・土壌ダイオキシン類常時監視調査結果（平成21年度）

測定地点	測定結果	環境基準
	(pg-TEQ/g)	(pg-TEQ/g)
山口市仁保中郷	0.11	1,000 以下
山口市下小鯖	0.14	
山口市古熊	0.078	
山口市矢原	0.051	
山口市楠木町	0.11	

資料：平成22年版山口県環境白書

イ. 地下水の適正管理

※【再掲】P49に掲載

ウ. 有機農業推進事業

※【再掲】P35に掲載

(4) 化学物質への適切な対応

[概況]

科学技術の発達等によって、様々な分野で自然界には存在しない化学物質が使用されるようになり、中には、微量でも有害な化学物質も数多く存在しており、適切な管理が行われない場合に環境汚染を引き起こし、人の健康や生態系に大きな影響を及ぼすおそれがあります。

特に、有害性の高いダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき環境基準が設定され、汚染状況の継続的な把握調査と報告などが行われています。

本市では、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌の常時監視に係る一般環境調査では、環境基準を満たす結果となっていますが、化学物質は危険性を知った上で、付き合っていく必要があることから、引き続き正確な情報を収集し、市民や事業者を提供することとし、事業者へは法規制に基づき化学物質の適正な使用・管理を促します。

[進行管理指標における実績値]

指 標	単位	現 状 (計画策定時)		平成21年度 実績値		目 標			
		年度	数値			中間年度		最終年度	
				年度	数値	年度	数値		
エコファーマー認定者数【再掲】	人	H19	465	H21	493	H24	550	H29	600
土壌ダイオキシン類常時監視調査地点の環境基準達成割合【再掲】	%	H19	100	H21	100	H24	100	H29	100
野外焼却の苦情件数【再掲】	件	H19	45	H21	53	H24	40	H29	36

[主な取組み状況]

ア. 公害対策事業

関係機関との連携により、多様な媒体を通じて情報提供を行うとともに、各種観測データに基づき監視活動を行いました。

・土壌ダイオキシン類常時監視調査結果（平成21年度）

●大気

測定地点	測定結果			環境基準 (pg-TEQ/m ³)
	(pg-TEQ/m ³)		年平均値	
環境保健センター	春季	0.011	0.014	0.6 以下
	夏季	0.011		
	秋季	0.011		
	冬季	0.021		

●河川

測定地点	測定結果		環境基準 (pg-TEQ/L, g)
	水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)	
榎野川	0.072	0.160	水質： 1 以下
			底質： 150 以下

●土壌

測定地点	測定結果	環境基準
	(pg-TEQ/g)	(pg-TEQ/g)
山口市仁保中郷	0.11	1,000 以下
山口市下小鯖	0.14	
山口市古熊	0.078	
山口市矢原	0.051	
山口市楠木町	0.11	

資料：平成22年版山口県環境白書

イ. 有機農業推進事業

※【再掲】P35に掲載

ウ. 大気環境に係る市への苦情

※【再掲】P46に掲載

(5) 身近な生活環境の保全と向上

[概況]

私たちの生活は、大気や水、様々な化学物質などのほか、音や振動、かおり、光などとも密接にかかわりあっており、これらは、場合によっては、騒音や悪臭、光害などとして、人の健康や生活環境を損なうことがあります。

一方では、音やかおりは、私たちの心をなごませることもあり、こうした両面の要素を踏まえた住みよい環境をつくるよう努めています。

[進行管理指標における実績値]

指 標	単位	現 状 (計画策定時)		平成21年度 実績値		目 標			
		年度	数値			中間年度		最終年度	
				年度	数値	年度	数値	年度	数値
快適な生活環境が整っていると思う市民の割合	%	H19	63.6	H21	70.2	H24	64.0	H29	64.5
生活公害（騒音、悪臭、野焼き）に関する苦情処理件数	件	H19	222	H21	139	H24	199	H29	179
騒音測定における環境基準の達成地点の割合	%	H19	80	H21	60	H24	100	H29	100

[主な取組み状況]

ア. 騒音対策

・交通騒音の状況

自動車等の走行に伴って発生する交通騒音については、平成21年度中は、特に市民からの苦情は寄せられていません。

・道路交通騒音測定結果

A類型（a区域）：専ら住居の用に供される地域（区域）

B類型（b区域）：主として住居の用に供される地域（区域）

C類型（c区域）：相当数の住居と併せて商業工業の用に供される地域（区域）

測定道路	測定地点	項目	H17	H18	H19	H20	H21	類型 (区域)
一般国道 9号	水の上町1-7	騒音(昼)	—	—	65	—	—	C (c)
		騒音(夜)	—	—	60	—	—	
一般国道 9号	維新公園4-1-1	騒音(昼)	—	—	61	—	—	B (b)
		騒音(夜)	—	—	55	—	—	
一般国道 9号	神田町6-10	騒音(昼)	68	—	—	62	—	C (c)
		騒音(夜)	63	—	—	57	—	
—	朝田618-1	騒音(昼)	—	69	—	—	—	C (c)
		騒音(夜)	—	64	—	—	—	
一般国道 9号	宮野上188-3	騒音(昼)	—	—	69	—	—	B (b)
		騒音(夜)	—	—	63	—	—	

測定道路	測定地点	項目	H17	H18	H19	H20	H21	類型 (区域)
一般国道 9号	宮野上 1714-1	騒音(昼)	—	—	69	—	—	対象外
		騒音(夜)	—	—	65	—	—	
一般国道 9号	宮野上 2689-3	騒音(昼)	—	—	71	—	—	B (b)
		騒音(夜)	—	—	65	—	—	
一般国道 9号	小郡上郷 3267-4	騒音(昼)	70	69	—	—	—	B (b)
		騒音(夜)	65	65	—	—	—	
一般国道 190号	阿知須字 下濱田	騒音(昼)	—	62	—	—	—	C (c)
		騒音(夜)	—	59	—	—	—	
一般国道 262号	大内長野 606	騒音(昼)	68	—	62	—	—	C (c)
		騒音(夜)	70	—	64	—	—	
一般国道 262号	下小鯖 3530-1	騒音(昼)	—	—	67	—	—	対象外
		騒音(夜)	—	—	61	—	—	
一般国道 435号	吉敷中東 3-13-3	騒音(昼)	—	—	—	67	—	A (a)
		騒音(夜)	—	—	—	61	—	
主要県道 山口小郡秋穂線 (61号)	平井 289-12	騒音(昼)	—	—	—	66	—	B (b)
		騒音(夜)	—	—	—	60	—	
主要県道 山口小郡秋穂線 (61号)	平井 1407-1	騒音(昼)	68	—	—	66	—	B (b)
		騒音(夜)	64	—	—	62	—	
主要県道 山口小郡秋穂線 (61号)	黒川 2265-8	騒音(昼)	—	—	—	65	—	対象外
		騒音(夜)	—	—	—	60	—	
主要県道 山口防府線 (21号)	大内矢田 150	騒音(昼)	69	70	—	—	—	B (b)
		騒音(夜)	64	65	—	—	—	
主要県道 山口防府 線 (21号)	大内御堀 922-1	騒音(昼)	—	71	—	—	—	B (b)
		騒音(夜)	—	65	—	—	—	
一般県道 陶湯田線 (200号)	穂積町 1-2	騒音(昼)	—	—	—	68	—	B (b)
		騒音(夜)	—	—	—	64	—	
一般県道 宮野大歳線 (204号)	熊野町 1-10	騒音(昼)	65	66	—	—	—	C (c)
		騒音(夜)	61	61	—	—	—	
一般県道 宮野大歳線 (204号)	中央 2-3-25	騒音(昼)	—	—	—	69	—	C (c)
		騒音(夜)	—	—	—	63	—	
一般県道 宮野大歳線 (204号)	葵 2-6-2	騒音(昼)	—	—	—	68	—	C (c)
		騒音(夜)	—	—	—	63	—	

測定道路	測定地点	項目	H17	H18	H19	H20	H21	類型 (区域)
一般国道 9号	小郡上郷 2228-4	騒音(昼)	—	—	—	—	70	C (c)
		騒音(夜)	—	—	—	—	66	
一般国道 9号	小郡下郷	騒音(昼)	—	—	—	—	73	C (c)
		騒音(夜)	—	—	—	—	68	
一般国道 190号	佐山1308-2	騒音(昼)	—	—	—	—	69	対象外
		騒音(夜)	—	—	—	—	65	
主要地方道 宇部防府線	秋穂二島 4328-1	騒音(昼)	—	—	—	—	67	対象外
		騒音(夜)	—	—	—	—	61	
主要地方道 宇部防府線	秋穂東687-1	騒音(昼)	—	—	—	—	70	対象外
		騒音(夜)	—	—	—	—	64	
一般県道 江崎陶線	小郡下郷 1652-1	騒音(昼)	—	—	—	—	67	C (c)
		騒音(夜)	—	—	—	—	64	
一般県道 江崎陶線	小郡下郷 3151-1	騒音(昼)	—	—	—	—	70	B (b)
		騒音(夜)	—	—	—	—	65	
一般県道 江崎陶線	小郡下郷 2331-7	騒音(昼)	—	—	—	—	68	C (c)
		騒音(夜)	—	—	—	—	60	

※「騒音」は、デシベル (dB)

資料：平成22年版山口県環境白書参考資料

●環境基本法に定める騒音に係る環境基準

(平成10年9月30日環境省告示第64号)

地域の区分	時間区分	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域		60dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域		65dB以下	60dB以下

●幹線交通を担う道路に近接する空間に係る基準値の特例

昼間	夜間
70dB以下	65dB以下

●騒音規制法に定める自動車騒音の限度
(平成12年3月2日総理府令第15号)

区域の類型 \ 時間区分	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

●幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例

昼間	夜間
75dB以下	70dB以下

注) 幹線交通を担う道路に近接する空間及び区域とは、2車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。

・苦情の状況

騒音については、寄せられた苦情件数の推移でみると、平成21年度は7件となっています。その内訳は、動物の鳴き声と工事・作業騒音によるものです。

●苦情件数の推移

項目 \ 年度	H17	H18	H19	H20	H21
苦情件数	23	13	24	8	7

●平成21年度苦情の内訳

生活系	事業系	
動物の鳴き声	工事・作業騒音	その他
3	3	1

イ. 悪臭対策

悪臭に関する苦情は、平成21年度の苦情件数は13件と、これまでと同様に10～19件の間で推移しています。

平成21年度の内訳は、し尿や浄化槽の不適正管理によるものが多くなっています。

・苦情件数の推移

項目 \ 年度	H17	H18	H19	H20	H21
苦情件数	19	12	13	10	13

・平成21年度苦情の内訳

生活系				事業系	
排水	し尿	浄化槽	その他	廃棄物関連	その他
1	4	3	1	1	3

ウ. ペットの適正飼養

私たちは、犬・猫をはじめとして、多くの動物とともに生活しています。

これらの動物は、家族の一員として、また、人生のパートナーとして潤いのある生活を支えています。このことは、これまでのペット（愛玩動物）からコンパニオンアニマル（伴侶動物）へと変化しているともいえます。

しかし、ただ「かわいい」「子どもが欲しかった」「流行っている」等の理由で、飼い方・習性等を知らないまま安易に動物を飼い始める人が多いことも事実です。このため、近年ペットの鳴き声や悪臭、ふん害など近隣とのトラブルとなっており、ペットの飼育についての苦情等が多数寄せられています。

平成22年3月31日現在、12,175頭の犬が登録されており、また、猫については法律等で登録が義務付けられていないため、明確な数は確認できていませんが、相当数飼育されているものと考えられます。このため、ペットの正しい管理・飼い方について市報等を通じ、モラルの啓発に努めています。

・ 飼犬の登録、狂犬病予防接種等の状況

(単位：頭)

年度	登録数	予防接種	飼えなくなった犬の引き取り及び捕獲
H17	11,872	9,503	133 (捕獲 98)
H18	11,501	9,735	181 (捕獲 95)
H19	11,669	9,940	97 (捕獲 83)
H20	11,676	9,938	68 (捕獲 81)
H21	12,175	10,340	118 (捕獲 80)

・ 飼えなくなった猫の引取状況

項目	年度				
	H17	H18	H19	H20	H21
引取数(匹)	757	633	501	487	377

・ 狂犬病予防注射

犬を飼う場合、生涯1回の「登録」と毎年1回の「狂犬病予防注射」をしなければなりません。本市では、登録されている犬の飼い主を対象に「狂犬病予防注射受診票」を送付し、4月に各地区を回り予防注射を行っています。

また、新たに犬を飼い始めた場合や、子犬が生まれた場合若しくは、まだ登録をしていない場合は、各会場で新規の登録手続きをするとともに、予防注射を受けることができます。その後も、登録されていて予防注射を受けていない飼い主を対象に、予防注射を受けられるよう再度「狂犬病予防注射受診票」を送付して、狂犬病予防の啓発に努めています。

4 資源を大切に持続可能なまち

(1) 3Rと適正な廃棄物処理の推進

[概況]

本市のごみ排出量は、増加傾向で推移していましたが、平成16年度をピークに、近年は家庭系ごみ、事業系ごみとも減少傾向にあり、3R（リユース、リデュース、リサイクル）に対する意識が高まってきていることが伺えます。

しかし、依然として可燃ごみへの資源物の混入が見られることから、今後もごみ排出量を減らすとともに資源化を推進していくため、引き続き3Rの推進に取り組み、廃棄物の処理における環境への負荷低減を推進していきます。

[進行管理指標における実績値]

指 標	単位	現 状 (計画策定時)		平成21年度 実績値		目 標			
		年度	数値			中間年度		最終年度	
				年度	数値	年度	数値	年度	数値
1人1日あたりごみ排出量（集団回収を含む）	g/人日	H19	1,305	H21	1,147	H24	1,173	H29	1,115
リサイクル率	%	H19	22.4	H21	32.4	H24	35.0	H29	40.0
最終処分率（ごみ総排出量に対する埋立処分量の割合）	%	H19	11.4	H21	3.3	H24	3.1	H29	2.9
可燃ごみの資源物の混入率	%	H19	20.0	H21	21.1	H24	15.0	H29	10.0

[主な取組み状況]

ア. 不燃物中間処理センター運営事業

平成20年6月に、ごみに含まれる資源を回収する施設として「市不燃物中間処理センター」を稼動しました。当施設は、燃やせないごみや不燃性粗大ごみを破碎・選別することにより、「アルミ」や「鉄」を資源回収する施設です。回収した「アルミ」や「鉄」は、資源として再利用しています。

また、ごみの処理工程で発生する粉じんや臭気は、施設内の各種装置により清浄化される機能を有しているとともに、当施設の電力については、一部をセンター屋上に設置した太陽光発電設備でまかっています。



- ・ 処理能力
 - 不燃ごみ : 40 t / 5 h
 - 不燃性粗大ごみ : 5 t / 5 h
 - 可燃性粗大ごみ : 5 t / 5 h

- ・ 処理の概要
 - 搬入されたごみは、まず、一次破碎機で大まかに破碎されます。
 - 次に、二次破碎機で、たたき・砕き・切断してさらに細かくし、破碎不燃物、破碎可燃物、資源化物に選別されます。

イ. リサイクルプラザ運営事業

近年の急激なごみの増加に伴い、「ごみ問題」が社会的な問題となっています。今までの「ごみを焼却し、埋め立てる」という従来のごみ処理体系の見直しが叫ばれる中、平成4年度に、資源物の中間処理施設としての機能と啓発機能を備えた総合的な「山口市リサイクルプラザ」の建設を計画しました。

平成6年度に、山口市リサイクルプラザ施設基本計画を策定し、平成7年度、8年度の継続事業で山口市リサイクルプラザを建設することとし、平成7年度に、建設工事に着手し、平成8年12月に完成しました。

また、平成11年度には、ペットボトルと古紙の分別収集の実施に伴いストックヤードを、平成13年度には、プラスチック容器包装圧縮梱包設備をそれぞれ設置し、中間処理施設としての機能の更なる整備を行いました。

・資源化施設の特徴

●処理能力

缶	:	1. 1 t/h
ペットボトル	:	0. 3 t/h
プラスチック製容器包装	:	2. 5 t/h

●処理方式

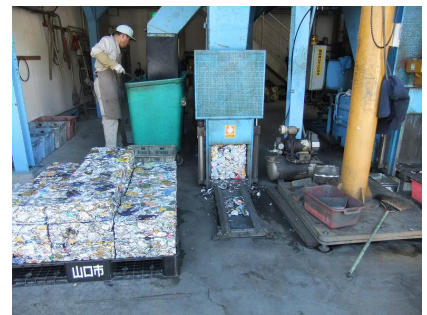
缶 : 磁選機、アルミ選別機による選別を行い、アルミ・スチールそれぞれをプレス機によって圧縮減容し、資源として搬出

びん : 色別に回収し、ストックヤードに保管し、資源として搬出

ペットボトル : 圧縮減容器によって圧縮成形して保管し、資源として搬出

古紙 : 排出時に新聞・雑誌・ダンボール・紙製容器包装・紙パックに分けてストックヤードに保管し、資源として搬出

プラスチック製容器包装 : 圧縮梱包機によって圧縮成形して保管し、資源として搬出



・啓発部門の特徴

リサイクル、ごみ、環境問題等に関して、市民が気軽に集い、学び、リサイクルが実践できる啓発の場としての機能をもっています。

リサイクルが実践できる市民工房、活動研修室、リサイクルについて学べる図書学習室、展示ホール、家具などの再生品の展示を行うギャラリーなどを設置しています。

なお、リサイクルアイデア講座、広報紙（かわらばん）、フリーマーケット等リサイクルプラザソフト面の企画・運営は、ボランティア団体「やまぐちエコ倶楽部」が行っています。



●平成21年度山口市リサイクルプラザ利用者数

(単位：人)

	講座参加	視察(県外)	視察(県内)	視察(市内)	視察(合計)	総来館者数
4月	180	0	0	34	34	3,330
5月	150	0	232	774	1,006	4,251
6月	184	0	137	564	701	3,317
7月	209	1	0	4	5	2,979
8月	68	0	0	56	56	2,226
9月	131	0	14	0	14	2,130
10月	148	30	155	113	298	2,587
11月	129	0	123	0	123	2,215
12月	152	0	0	0	0	1,963
1月	111	25	0	0	25	2,064
2月	122	0	0	17	17	2,170
3月	119	0	25	0	25	2,410
合計	1,703	56	686	1,562	2,304	31,642

●開館以来の利用者数

(単位：人)

年度	項目	講座参加	視察(県外)	視察(県内)	視察(市内)	視察(合計)	総来館者数
H9		2,806	354	2,987	3,188	6,529	36,545
H10		2,881	247	5,005	2,389	7,641	39,890
H11		3,142	263	3,238	1,637	5,138	40,897
H12		2,389	252	3,715	1,855	5,822	49,376
H13		2,788	393	2,707	1,610	4,710	59,796
H14		2,708	260	3,165	1,507	4,932	58,825
H15		2,681	151	2,494	1,465	4,110	59,570
H16		2,030	39	2,136	1,449	3,624	59,688
H17		2,163	55	1,909	1,790	3,754	55,150
H18		2,599	72	1,186	1,403	2,661	47,859
H19		2,300	133	1,306	1,706	3,145	40,810
H20		2,401	44	1,049	1,488	2,581	41,000
H21		1,703	56	686	1,562	2,304	31,642
	延べ人数	32,591	2,319	31,583	23,049	56,951	621,048

※平成18年8月から資源物持ち込みに係る来館者は、総来館者数から減じている

●平成21年度ドリームギャラリー販売実績

(単位：点)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
自転車	13	14	15	14	14	14	14	14	13	13	14	14	166
家具	36	36	38	34	35	39	39	36	41	36	33	33	436
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	49	50	53	48	49	53	53	50	54	49	47	47	602

ウ. 小学校環境問題啓発事業

子どもの頃から、ごみの現実と問題に対して十分な理解を得るために、小学4年生を対象とする環境副読本「あいらぶ山口」を作成しました。

作成にあたっては、直接教育現場にたずさわっている小学校の先生が編集委員となり、実際に使う人の立場に立った実践的な内容としました。

この副読本には、漫画家の「なかはらかぜ」氏と先生達手作りの登場人物と絵や図表が十分に盛り込まれ、子ども達にとって大変親しみの持てるものとなりました。

この「あいらぶ山口」の学習では、人間と環境のかかわりを理解し、環境問題を自分の問題としてとらえることのできる子どもの育成を目指しています。同時に、責任ある行動のとれる実践的な社会人として成長するための大切な学習として位置付けをし、この本では、子ども達が自ら問題を発見し、解決していこうとするように編集しました。その際、子どもの意識の流れが、できる限り分断されないように配慮しました。

また、この本には、教科書や他の環境副読本を補完し、環境教育に目を向けた発展教材としての役割を持たせています。平成6年度には、教師用指導書「あいらぶ山口」も作成し、平成8年度、平成12年度、平成15年度、平成19年度には、内容の改訂を実施するなど現実に沿ったものとしています。



エ. 生ごみ処理対策推進事業

※【再掲】P15に掲載

オ. つくし推進事業

営利を目的としない市民団体(自治会、子ども会等)が自主的に実施する資源回収活動に対し、その実績に応じて奨励金を交付しています(平成3年度制度開始)。奨励金額は、平成14年4月から1kg当たり5円としています。

平成21年度実施団体数は、295となりました。

「つくし事業」という愛称は、市職員から募集して付けたもので、「つくしはすぎなになり、つくしにもどる」ように、不用になったごみも活用すれば姿を変え資源に戻ることを表現しています。

また、若い次世代を春のつくしに見立てて、次世代のために、資源を無駄にせず自然を守ろうという思いも込めています。

平成21年4月から平成22年3月までに回収した資源物の量及び交付した奨励金は、以下のとおりです。

古紙類(新聞・雑誌など)		瓶類(一升瓶・ビール瓶など)		金属類		布類		缶類	
2,352 t	92.3%	29 t	1.1%	31 t	1.2%	54 t	2.1%	83 t	3.3%
合計		2,549 t		交付した奨励金		12,744,685 円			

カ. 給食残さくるくる事業

焼却処理していた給食残さを、リサイクルによる一般廃棄物減量推進のため、委託により堆肥化処理を行っています。

項目 \ 年度	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
対象校（校）	16	20	24	28
堆肥化量（kg）	24,370	32,877	53,572	77,311

キ. 分別収集事業

平成7年6月に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）が公布され、平成9年4月から施行されました。この法律は、ごみの中で、約6割を占めている缶やびんなどの容器や包装廃棄物について、事業者、消費者、市町村の責任をそれぞれ明確にし、従来の、市町村だけが一般廃棄物に関する責任を負うという仕組みを転換しようというものです。

本市でも、焼却するごみ、埋め立てるごみを削減するため、容器包装リサイクル法によるシステムをもとに分別収集を推進してきました。

この分別により、焼却・埋め立てごみの削減とともに、資源物に起因する売却代金等の収入によるごみ処理コストの低減も図れています。

平成21年度の分別品目ごとの回収量は、下表のとおりです。（地域の資源物ステーションや市の資源物拠点回収施設等に排出されたもののうち、つくし推進事業分を除く。）

（単位：t）

空き缶		空きびん		プラスチック		古紙	
スチール	234	無 色	789	ペットボトル	383	新 聞	2,802
アルミ	210	茶	890	プラ容器	1,362	雑 誌	1,986
		その他	260			段ボール	839
						紙パック	27
						紙製容器	312
小 計	444	小 計	1,939	小 計	1,745	小 計	5,966
総 合 計				10,094			